

「第7期羽曳野市障害福祉計画及び第3期羽曳野市障害児福祉計画(素案)」についてのパブリックコメント(意見募集)実施結果

○募集期間	令和6年1月19日(金)から令和6年2月14日(水)
○提出者数	3名(うち電子メール:3名)
○意見内容	9件
○意見への対応	今後の参考:6件 ご意見を踏まえ計画に反映するもの:3件

	意見の内容	市の考え方	意見への対応
1	<p>(P.1)(1)国の障害者施策の動向に関して、障害者権利条約の加筆のお願い。</p> <p>以前の福祉計画にも障害者権利条約の批准の件は明記されていまして、今回も障害者権利条約の批准の件を明記されることをお願い致します。</p> <p>また、障害の捉え方が、医学モデルから社会モデル、人権モデルへと進んでおり、障害の人権モデルに基づいた地域社会における施策を今後考えていく必要があると思えます。</p>	<p>障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)は、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、また固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした、障害のある人の権利の実現のための措置等を定めた条約です。</p> <p>障害者差別解消や共生社会の実現にもつながる大切な理念であり、今回策定する福祉計画においても改めて、障害者権利条約の批准について記載します。</p>	計画に反映
2	<p>今回、課題のことに触れて頂いているのはよかったです。ただ一方で、地域に資源が乏しく、他市の事業所に頼らざるを得ないというところが大きな課題と感じています。</p> <p>羽曳野市の対応で、他市の事業所の方が事業所開設を敬遠している話や、羽曳野市の支給が細かいため、受け入れを躊躇するといったことを未だに聞きます。</p> <p>結局資源が増えなければ、そこまで実績も増えず、また調整を行う相談援助に関わる方(市のケースワーカーや相談支援専門員)の業務量の減少にはつながらず、なり手が不足するという悪循環になると思えます。</p> <p>(P.7)(4)の各種サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方などで、障害福祉サービスの充実に向けて、もう少し触れて頂きたいです。</p>	<p>将来的に、安定した障害福祉サービスの提供と、障害福祉に関する多様な事業を実施していくためには、人材の確保及び定着が課題との認識です。</p> <p>障害福祉サービスの提供体制確保に向け、(P.6)「6)障害福祉人材の確保・定着」に具体的な取り組みについて記載しています。またアンケート調査結果からも事業所不足は重要な課題と考えられるため、改めて(P.75)「1)訪問系サービス①居宅介護」において、支援に携わる専門職などの人材育成や、提供体制の確保・定着について記載しているところです。</p>	今後の参考
3	<p>(P.11)3)障害を理由とする差別の解消の推進の項目に、障害者差別解消法などの法律は記載があってもよいかと思えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたこと、また「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」(平成27年11月厚生労働大臣決定)について記載します。</p>	計画に反映
4	<p>(P.49~51)前回計画のサービス見込量と実績についての、1)訪問系サービスについて</p> <p>全体的に需要と供給のバランスが難しくなっている部分はあるかと思えます。ヘルパーのなり手がいないこと、既存ヘルパーの高齢化などが要因になってきています。また、身体障害の方がハード面・ソフト両面で通える場所が乏しいことから、悪循環になっている部分もあるかと思えます。</p>	<p>訪問系サービスについては、見込量と実績において、大きな乖離はありませんでした。</p> <p>ご意見のとおり、訪問介護員などの福祉人材の確保が大きな課題となっており、人材育成や提供体制の確保・定着に努めます。</p>	今後の参考
5	<p>障害福祉サービスの見込量について</p> <p>(P.79)①短期入所(ショートステイ)に関しては、障害児の利用や問い合わせが増えてきている事もあり、見込み量より増える可能性も考えられます。また、知的障害の方の利用はコロナで左右される部分はあれど、一定の利用があり、支援学校卒業後から短期入所を検討される方もおられるため、この減少曲線に入るとは考えにくいです。</p>	<p>短期入所(ショートステイ)の見込量については、介護者の状況や、緊急時の利用等で増減することがあると思われすが、ご意見のとおり、利用者の伸びを再考し修正します。</p>	計画に反映 短期入所(ショートステイ)の見込量を修正
6	<p>障害福祉サービスの見込量について</p> <p>(P.80)③自立訓練(機能訓練・生活訓練)に関しては、療育手帳と精神保健福祉手帳所持の方が増えていること、希望される保護者が多いこと、また訪問型の自立訓練事業所などもあることから、微増する可能性が考えられます。</p>	<p>自立訓練(機能訓練・生活訓練)については、羽曳野市内にサービスを提供できる事業所がなく、現状は近隣自治体所在事業所での利用となっています。住み慣れた場所で地域生活を支えることのできる環境づくりに向け、自立に向けたサポートを提供する体制の整備に努めます。</p> <p>見込量については、精神障害のある人の利用者数の増加を見込んでいます。</p>	今後の参考

	意見の内容	市の考え方	意見への対応
7	<p>障害福祉サービスの見込量について</p> <p>(P.84)①共同生活援助(グループホーム)に関しては、近年大阪市内で開設されているグループホームは軽度の方向けが多い。今後もニーズがある反面、次の報酬改定で単価や様々な条件が付いていること、年明けから閉所などの話も数件出てきていることから、注視が必要。</p>	<p>共同生活援助(グループホーム)については指定運営基準省令が改正され、令和6年4月から「利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。」とされたことや地域連携推進会議を開催するなど地域との連携等を行うこととされたほか、現在パブリックコメント中の報酬改定案では、基本的な考え方の中でグループホームにおける一人暮らし等の希望の実現など地域ニーズへの対応等を行うとされ、退居後共同生活援助サービス費が新設されることなどが盛り込まれています。</p> <p>本市としましては、これらの影響について注視してまいります。</p>	今後の参考
8	<p>障害福祉サービスの見込量について</p> <p>(P.84)①施設入所支援に関しては、重度向けが少なく、実際に支援力に疑問符が付くところも多く、施設入所の見込み量が加齢に伴う退所のみの可能性が高い。地域で受け止めにくい、人員が不足している事から逆に入所ケースが増える可能性も考えられる。</p> <p>根拠としては、この数年間で施設調整の話はこの数字以上に出ている。またコロナが5類に移行していることに伴い、入所施設が積極的に営業活動しているため。</p>	<p>ご意見のとおり、施設入所支援については、将来的な入所の希望も含め、現在も入所希望の待機者がおられ、新たな入所者も勘案し見込量を設定しています。また施設入所者の地域生活への移行は成果目標でもあり、国基準より低い大阪府の令和4年度末時点の施設入所者数から1.7%以上の削減を目標設定としているところです。</p> <p>地域生活継続に向けたサービスの調整を含む相談支援体制の充実や、地域生活への移行を可能とする、サービス事業者の連携強化に向けた取り組みを進めてまいります。</p>	今後の参考
9	<p>第7期羽曳野市障害福祉計画及び第3期羽曳野市障害児福祉計画素案を拝読いたしました。</p> <p>アンケート結果では計画相談支援の利用希望が高いことが示されており、今後の利用見込みも増加となっています。しかし、令和8年までに新規参入を考えているサービスに、計画相談支援が上がっておらず、採算性の不安と職員の確保が課題となっています。</p> <p>基本目標1の自立した生活を支える支援体制の整備を実現するにあたり、相談支援の充実を欠かさず、基幹相談支援センターの役割は要になると考えます。そのため、基幹相談支援センターの設置が目標ではなく、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制とは、具体的にどのような体制をお考えなのか今後提示してほしい。市と相談支援事業所の深い協働を実現するために、相談支援体制を構築する見通しが必要と考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、アンケート調査結果では、相談支援専門員が抱える業務量が多いことも意見として挙げられており、相談支援の質の確保が課題となっています。令和6年度報酬改定案において計画相談支援については機能強化型の報酬の増額が示されていますが、相談支援事業者のサポートや人材育成を進めるために、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制が今後一層重要になると思われます。</p> <p>(P.70)に成果目標として、また(P.101)に活動指標として、基幹相談支援センターの設置及びその後の地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保や、センターを通じた相談支援事業所への助言や指導、人材育成支援などに取り組むと記載しているところです。</p> <p>基幹相談支援センター設置後は、計画相談支援事業所・委託相談支援事業所と協働し、また地域自立支援推進会議や重層的支援体制整備事業とも連携した体制の構築に向けて取り組んでまいります。</p>	今後の参考